

東京都八丈島八丈町立三原小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめはどの学校のどの学級にも起こり得るものであり、本校も例外ではない。

学校は、いじめの防止・早期発見・解決の責務がある。本校でも、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「八丈町いじめ防止基本方針」（平成26年3月18日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「東京都八丈島八丈町立三原小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

I いじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 八丈町立三原小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を八丈町教育委員会と連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、学校において児童が安全で、安心して過ごせる環境づくりに努めることを目的として基本方針を定める。

(3) いじめ防止に向けた学校の方針

- ① 学校の全教育活動を通して、誰もが、安全で、安心して、自己実現に向けた努力に励むことのできる学校づくりを目指す。
- ② 児童が主体となって、いじめのない集団を形成するという意識を育むため、学校という集団の意義について理解を深めさせると同時に、発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援していく。
- ③ いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るという認識をもち、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者や地域、関係機関等と密接に連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことの決意を表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ いじめを放置することのないよう全教職員が相談窓口としての自覚をもち、挨拶、声かけ、面談、アンケートなど様々な方法によって、早期発見に努めていく。

2 いじめ防止のために実施する施策

(1) 「八丈町立三原小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定及び「八丈町いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめ防止の取組についての基本的な方向、内容を「八丈町立三原小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定める。

(2) いじめ防止のための組織の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成員は、校長、副校長、各主幹、生活指導主任、教務主任、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーとする。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 未然防止に向けて

- ① 子供の自己実現が図られるよう、日々の授業や学級経営の充実を図る。
- ② 道徳科・特別活動を通して、他者に対する思いやりの心や規範意識、集団の在り方についての学習を深めていく。
- ③ 日頃から子供や保護者に対して悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを積極的に活用していく。
- ④ 教師自身が子供を傷付けたり、他の子供による「いじめ」の助長が起きたりしないように細心の注意を払う。また、保護者会を通じて、学校のいじめ防止、いじめ防止対策の方針を周知し、協力を要請する。
- ⑤ 教員研修の充実を図るとともに、八丈町教育相談室を中心に、いじめ相談体制や相談窓口の整備を行い、いじめに関する相談機能の充実を図る。
- ⑥ PTAや地域の関係団体等との連携を深め、いじめ問題について協議する機会を設け、「いじめ」を起こさぬよう地域ぐるみの対策を行う。

(2) 早期発見に向けて

- ① 「いじめ」は大人の目の届きにくいところで発生していることが多いため、学校・家庭・地域社会が全力で実態把握に努める。
- ② いじめの疑いがあると見られる事案を見聞きした場合は、迅速に八丈町教育委員会へ報告し、連携して対応を行う。
- ③ 6月・11月・2月のいじめについての児童アンケートを実施するとともに、6月・9月・2月に校内での相談月間を設けるなど、日頃から子供たちの声に耳を傾ける。
- ④ 授業中だけでなく、休み時間や放課後、生活指導夕会での情報共有等、学校教育全ての場面で子供たちの行動を注意して見守る。
- ⑤ 地域行事などに積極的に参加し、日常的に連携を図る中で、保護者や地域住民との情報を共有し、子供たちの実態把握に努める。

(3) 早期解消に向けて

- ① 「いじめ」を把握したら、学校いじめ防止対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有、問題解決及び対応方針について協議する。
- ② いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。
- ③ 早急に全容を解明するため、児童からの聞き取り等を組織的に行い、事実関係の正確な把握に努める。また校長は、いじめの事実、学校の対応について子供や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめを行っていた児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察・児童相談所等に相談し、協力を求める。
- ⑥ 「いじめ」が解消した後も、子供のケアはもちろん、保護者と継続的に連絡を取り、様子を見守っていく。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（法第28条による）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等が想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、児童や保護者から、いじめられている重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で重大事態として捉える必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに八丈町教育委員会に報告する。その後、文書をもって校長が八丈町教育委員会、教育長に報告する。

(3) 調査結果の趣旨及び調査主体

- ① 学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にする。
- ② 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置し調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

【資料】「いじめの防止等に関する取り組みの年間計画」

月	内 容
4 月	児童理解・情報共有 前年度からの引き継ぎ事項の確認
5 月	生活指導全体会内でのいじめ防止基本方針の共通理解
6 月	第1回ふれあい月間（いじめアンケート・教育相談の実施） 道徳科授業（B友情、信頼） 教員研修Ⅰ（『いじめ』の定義の確実な理解） 小中合同職員会議での情報共有
7 月	いじめアンケート・教育相談の結果報告と分析
8 月	いじめ防止に関する教員研修Ⅰ
9 月	教育相談の実施 保護者個人面談
10 月	教育相談の結果報告 保護者個人面談
11 月	第2回ふれあい月間（いじめアンケートの実施） 道徳科授業（A善悪の判断、自律、自由と責任） <u>いじめ防止に関する</u> 教員研修Ⅱ（いじめを生まない環境づくり）
12 月	いじめアンケートの結果報告と分析 学校評価の実施 <u>生活指導全体会</u>
1 月	学校評価の集約と分析
2 月	第3回ふれあい月間（ <u>いじめアンケートの実施</u> ）本年度の教育課程の見直し 道徳科授業（C公正、公平、社会正義） <u>いじめ防止に関する</u> 教員研修Ⅲ（いじめの早期発見のための情報共有）
3 月	新年度の計画・検討・設定 次年度への引き継ぎ事項の確認 <u>生活指導全体会</u>

「臨時実施基準」

- ・ 校内校外を問わず、いじめに関する情報の入手があった場合、生活指導主任がその情報を集約し、校長及び副校長に報告する。
- ・ この情報を基に、校長がいじめ防止対策委員会の招集を判断し、決定する。